

# 合併処理浄化槽できれいな水に

合併処理浄化槽で、生活雑排水および尿を処理し、水質の保全・身近な生活環境の保全を図りましょう。

## 合併処理浄化槽の利点

- ①生活排水の汚れが、約10分の1に減り、きれいな排水になるので、安心して流すことができます。
- ②きれいな水を放流することで、身近にある小川や水路がきれいになり、地域の川などの水量も確保できます。
- ③水洗トイレで毎日の生活が快適になります。
- ④わずかなスペースがあれば、いつでもどこでも設置できます。
- ⑤工場生産による規格品が販売されているので、設置場所に応じた製品を選べます。
- ⑥認定工場で生産される強化プラスチック製(FRP)なので、強度・耐久性に優れています。
- ⑦設置が早く、すぐに効果が発揮されます。

## 補助金制度のご案内

交付要件 市内(ただし、下水道法第4条第1項の許可を受けた事業計画に定められた予定処理区域、および農業集落排水事業実施区域を除く)で、専用住宅に処

理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする人に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助金額	
5人槽	332,000円
6~7人槽	414,000円
8~10人槽	548,000円

交付申請方法 市生活環境課および各支所に備え付けの合併処理浄化槽補助金交付申請書に必要事項を記入し、添付書類と共に提出してください。

浄化槽工事業者を通じて申請することもできます。新築で合併処理浄化槽を設置する場合は、早めに計画を立てて申請してください。

## 合併処理浄化槽の維持管理

合併処理浄化槽の維持管理は、保守点検、検査、清掃に分けられますが、浄化槽法によって定期的に行うことが義務付けられています。合併処理浄化槽の設置を決めたときから、専門業者と維

持管理の委託契約を交わしておくと、定期的に行ってもらえ、めんどろがなく、うっかり忘れを防ぐことができます。

保守点検 保守点検業者に依頼してください。この作業は機械の点検・調整、補修や消毒薬の補給などを行います。

保守点検業者は県に登録されています。保守点検を行うことができるのは、浄化槽管理士(国家資格)だけです。

検査 合併処理浄化槽を使い始めて6から8カ月間に一度、その後は1年に一回、県知事の指定する検査機関の水質に関する検査を受けてください。

清掃 合併処理浄化槽内にたまった汚泥などを抜き取るのが清掃です。市の許可を受けた浄化槽業者が行うことになっていますので、許可業者に委託しましょう。

問合せ先 市生活環境課環境衛生係 (☎0837-331090) 市美東総合支所市民福祉課 (☎08396-25009) 市秋芳総合支所市民福祉課 (☎0837-621910)

# 介護予防 生活機能評価健康診査について

平成20年4月より65歳以上の人に対し、医療保険者(美祢市国民健康保険、山口県後期高齢者医療広域連合など)が行う健康診査にあわせて、心身の健康予防を目的とした生活機能評価健康診査を実施します。

## 【生活機能評価とは】

高齢期の健康づくりは、現在の心身の状態を維持するかまたはこれ以上悪化させないことが必要です。このためには、ご自身の日常生活の状態を知ること(生活機能評価)が基本となります。

そこで、日頃の生活習慣などを考えた健康予防が重要になります。

## 【介護予防 生活機能評価健康診査の対象となる人】

要介護、要支援認定を受けていない人に、「生活機能評価基本チェックリスト」を送付後、返送されたチェックリストの結果をもとに該当者を選定し、「生活機能評価健康診査受診票」を送付した人が対象になります。

## 【生活機能評価健康診査の流れ】

- ①送付された受診票などを持参し、6月中旬から始まる美祢市国民健康保険、山口県後期高齢者医療広域連合が行う集団検診や個別健診(社会保険などの被扶養者の人は、個別健診のみでの対応になります。)などにあわせて、生活機能評価健康診査を受診してください。
- (受診の際の生活機能評価健康診査に伴う自己負担額は必要ありません。)
- ②受診結果により、身体の運動器の機能向上や栄養改善など心身の機能向上に必要な事業に参加していただきます。(詳しくは対象者に改めてご案内します。)

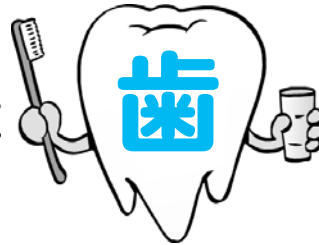


問合せ先 市高齢障害課高齢福祉係 (☎0837-621132)

# 「ありがとう」

## いつもはたらく 歯に感謝」

### 6月4日～10日は 歯の衛生週間



歯と歯ぐきの一番大きな働きは食べ物のそしゃくです。食べ物がおいしく食べられるのはもちろんのこと、噛むことは全身の健康にもさまざまな影響を及ぼします。そして、虫歯も歯周病も歯の汚れが大きな原因です。

自分の歯を一生使うために、歯と歯ぐきを大切にしましょう。

《自分で守りたいお口の健康》

バランスの取れた食事をとる

よく噛んで食べる

歯磨きは正しいブラッシングで丁寧に

禁煙を心がける

年に1～2回は歯科健診を

おかしいな?と思ったらすぐ受診

「歯の衛生週間」中の  
無料口腔健診および相談の実施

～歯・口腔の健康は健診から～

期 間 6月4日(金)～10日(木) (日曜日は除く)

場 所 県内の歯科医院

料 金 無料

※事前に受診したい歯科医院に電話か受付で申し込んでください

問合せ先 山口県歯科医師会

(☎083-928-8020)

問合せ先 市保健センター (☎0837-530304)

平成20年度 危険物安全週間推進標語

## 安全へ確かなスマッシュ保守点検

### 6月8日～14日は「危険物安全週間」です

石油類をはじめとする危険物は、さまざまな化学製品や車両・家庭用燃料などに広く利用され、私たちの社会生活に欠かせないものとなっています。

その一方で、ガソリンや灯油などの石油類は、炎が爆発的に燃え広がりがり消火も困難なことから、保管や取り扱いを誤ると火災などの危険性が非常に大きくなります。

危険物の保管や取り扱いに当たっては、次のことに注意してください。

①必要以上に買いだめしない。特にガソリン・軽油など、自動車用燃料の買いだめは危険です。極力控えてください。  
②火気の近くでは取り扱わない。特にベンジン、ガソリンなど可燃性の蒸気を発生しやすいものの側で火を使用するのは危険です。

③使用する前に容器に表示されている注意事項をよく読む。  
④保管場所は火気を使用する場所から遠ざけ、直射日光が当たる場所や高温となる場所も避ける。

⑤灯油を車両で運搬する場合は、ポリ容器などのノズルをはずして密栓し、容器が転倒しないようロープなどで固定する。

近年、セルフ式のガソリンスタンドで静電気による火災、吹きこぼれなどの事故が発生しています。給油時には注意書きをよく読み、安全な給油を心がけましょう。



問合せ先 美祿市消防本部予防課危険物係

(☎0837-522286)